

水道局規程第 23 号

令和8年10月23日

鹿児島市水道局就業規則（昭和49年水道局規程第1号）の一部を改正する規程を次のように定める。

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者

水道局長 遠藤 章

鹿児島市水道局就業規則の一部を改正する規程

第12条の2第1項の「交通事故報告書(様式第7の2)を、交通事故処置後は交通事故事後報告書(様式第7の3)を速やかに所属長を経由して総務課長」を「、すみやかに交通事故報告書(様式第7の2)を総務課を経て管理者」に改める。

様式第7の2を次のように改める。

交 通 事 故 報 告 書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び下水道事業管理者 殿

報告者	所 属	職 名	氏 名（職員番号）	生年月日
		職 種		年 月 日 年令 才
相手方	住 所		氏 名	生年月日 年 月 日 年令 才
事故の 種 類				公務内外 の別
発 生 日 時	午前 年 月 日（ ） 時 分頃 午後			天 候
発 生 場 所				
事故の状況及び原因など （相手を確認してからの双方の動きなど具体的に書いてください。）				
事故当時の処置など				

		本	人	相	手	方
1 免許取得		年 月 日		年 月 日		
2 免許証番号						
3 車 種 等						
4 違反の態様		酒気	無免	速度	その他	
		1	2	3	4	
		帯び	許	違反	()	
5 負傷 の 状 況	負傷個所					
	入院期間					
	通院期間					
	病 院 名					
6 物 損 状 況	物損部分					
	損害金額 (見 込)					
反省及び今後の決意						
所属長の意見						
所属長						

交 通 事 故 (事 後) 報 告 書

鹿児島市水道事業及び下水道事業管理者 殿

年 月 日

報告者	所 属	職 名		氏 名	生年月日	年 令
		職 種			年 月 日	才
相手方	住 所			氏 名	生年月日	年 令
					年 月 日	才
		本 人			相 手 方	
負傷の状況	負 傷 個 所					
	入 院 期 間		～ (日)		～ (日)	
	通 院 期 間		～ (日)		～ (日)	
	病 院 名					
物損状況	物 損 部 分					
	損 害 金 額 (見 込)					
事後措置	見舞回数		見舞金額		見舞品 (金額換算)	
	回		円		円	
措置	示談成立日		示談金額		示談金支払日	
	年 月 日		円		年 月 日	
強制保険	治 療 費	円	慰 謝 料	円	任 意 保	
	看 護 料	円				
	交 通 費	円				
	諸 雑 費	円				
	休業損害	円	合 計	円		
市 負 担	円		本人負担	円		
行政処分又は刑事処分の内容						

※「入院期間」、「通院期間」欄の（ ）には、実際に入院・通院した日数を記入すること。

- (添付する書類)
1. 起訴状、略式命令 (写)
 2. 運転免許停止 (取消) 処分通知書 (写)、累積点数通知書 (写)
 3. 示談書 (写)

事 故 現 場 の 見 取 図

図面上に下記の事項をはっきり表示すること。

- ・ 道路の幅員
- ・ 信号機の有無、位置
- ・ 中央線の有無

様式第7の3を次のように改める。

様式第7の3 削除

第12条の2第2項の「、速やかに交通法令違反報告書(様式第7の4)を所属長を経由して総務課長」を「又は交通事故以外の事件の当事者になった場合は、すみやかに交通事故報告書に準じた報告書を総務課を経て管理者」に改める。

様式第7の4を次のように改める。

様式第7の4 削除

第40条第1項の表中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島市水道局就業規則第40条第1項の規定は令和8年6月1日から適用する。